

資産公開関係報告書の閲覧について

政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例及び同条例施行規程に基づき、資産公開関係報告書の閲覧を開始します。

- 1 閲覧開始日 令和 7 年 6 月 30 日（月）
- 2 閲覧を開始する資産公開関係報告書
 - (1) 資産等補充報告書（令和 6 年分）
 - (2) 所得等報告書（令和 6 年分）
 - (3) 関連会社等報告書（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- 3 閲覧場所 県庁 新庁舎 5 階 議会局総務課
- 4 閲覧時間 8：30 から 12：00 まで及び
13：00 から 17：15 まで
- 5 閲覧業務を行わない日
 - ・ 日曜日及び土曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

<参考>

「政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例」（抄）

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第 5 条 前 3 条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）は、報告書を受理した議会の議長において、報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 県内に住所を有する者その他規程で定めるものは、議会の議長に対し、前項の規定により保存されている報告書の閲覧を請求することができる。

「政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程」（抄）

（報告書の閲覧）

第 9 条 条例第 5 条第 2 項の規程で定めるものは、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

- 2 条例第 5 条第 2 項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日から、することができる。

3～7 （略）

令和 7 年 6 月 2 日

神奈川県議会議員 殿

神奈川県政記者クラブ幹事社
(朝日新聞・産経新聞・共同通信・R F ラジオ日本)

県議会議員の資産公開関係報告書（資産等補充報告書・所得等報告書・
関連会社等報告書）の公開に関する要望

県議会議員の資産公開関係報告書の公開について、下記のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 1 県議会議員の資産公開関係報告書については、閲覧開始日の 1 週間前（6 月 23 日（月））までに資料（報告書のコピー）の提供をしていただきたい。
- 2 報道の解禁は、閲覧開始日の 6 月 30 日（月）、午前 8 時 30 分としていただきたい。
- 3 資料は、県政記者クラブ各社（13 社）に各 1 部提供していただきたい。
- 4 各議員への取材は、資料の提供を受けた時点からできるようにしていただきたい。

以 上

(案)

令和7年6月 日

神奈川県政記者クラブ幹事社 様

神奈川県議会議会局総務課長

(公 印 省 略)

県議会議員の資産公開関係報告書（資産等補充報告書・所得等報告書・
関連会社等報告書）の公開に関する要望について（回答）

令和7年6月2日付けで依頼のありました標記のことについて、次の事項を守っていただくことを前提に取材活動に協力します。

- 1 閲覧開始日1週間前（6月23日（月））に神奈川県政記者クラブ加盟各社へ標記報告書の写しを1部貸与する。ただし、貸与期間は6月30日（月）までとする。
- 2 貸与された報告書の写しについては、慎重に取り扱うこととし、複写、社外への持ち出し、報道解禁日前の公表については禁止する。
- 3 報道解禁日は、6月30日（月）午前8時30分とする。
- 4 議員への照会がある場合は、閲覧開始日（6月30日）以降とする。

問合せ先
総務グループ 久我谷
電話 (045)210-7524 (直通)
内線 6864